

三朝町がけ地等復旧事業補助金について

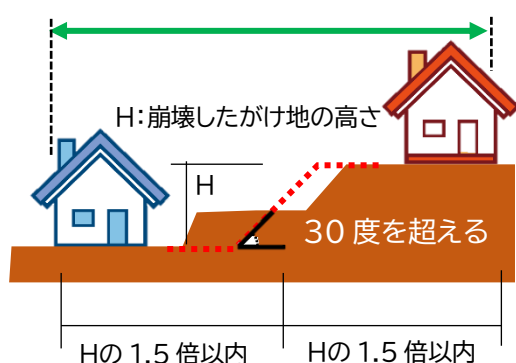
1. 趣旨

令和3年7月に発生した豪雨による災害（以下「豪雨災害」という。）により、崩落したがけ地（人工がけ地を含む）の高さ1.5倍の範囲内で、豪雨災害の発生時に使用していた居住の用に供されていた住家に重大な損害を及ぼすおそれがある場合、町民の生命及び財産の保護を図り、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、復旧に要する経費の一部を補助します。

2. 概要

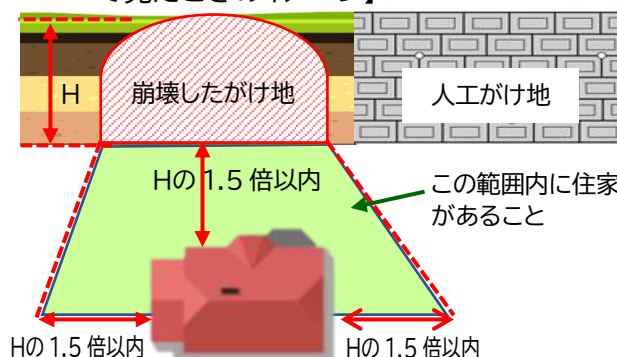
区 分	内 容
対 象 の が け 地	<ul style="list-style-type: none"> ・ がけ地 勾配が30度を超え、かつ、高さが概ね3メートル以上の急傾斜地 ・ 人工がけ地 切土、盛土又は擁壁若しくは石垣の設置により、人工的に形成された斜面地
申 請 者	令和3年7月の豪雨災害により被災したがけ地又は人工がけ地の復旧工事を行う者
受付期間	令和5年3月31日までに復旧工事を実施するもの ※令和4年7月10日（災害発生から1年）までに申請書の提出が必要
補 助 額	上限100万円（対象経費の上限150万円）
補 助 率	対象経費の2/3
対象経費	居住する住家に重大な損害を及ぼすおそれのある範囲（崩落したがけ地の高さの1.5倍以内）の被災したがけ地又は人工がけ地の復旧工事に要する経費 ※対象とならない復旧工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸家やアパートなどの不動産事業用の宅地及び法人が所有する宅地の復旧工事 ・ 空き家や非住家の宅地の復旧工事 ・ 対象経費が30万円以下の復旧工事
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豪雨災害の発生日以降、既に完了した復旧工事も補助対象と認められる場合は補助金を交付（他の公的補助金を交付されている場合は除く）

【補助の対象となる『がけ地』のイメージ】



崩落したがけ地(人工がけ地)の高さの1.5倍以内の住家が補助金の対象となります。

【補助の対象となる『がけ地』を平面上で見たときのイメージ】



補助対象となる復旧工事の範囲は住家からがけ地(人工がけ地)の高さの1.5倍以内の範囲です。

【補助金のお問合せ先 及び 申請先】

三朝町総務課危機管理局 電話:0858-43-3500 FAX:0858-43-0647
E:mail:saigai@town.misasa.tottori.jp

【 補助金交付の基本的な流れ 】

順番	申請先	事項	補 足
①	申請者→町	交付申請書の提出	「補助金等交付申請書」に「事業計画書」「収支予算書」等を添付し提出（※令和4年7月10日まで）
②	町→申請者	交付決定通知	交付申請書の内容を審査し、交付決定通知 ※審査にあたり現地確認を実施
③	申請者→町	着手届の提出	交付決定通知を受け、事業を開始したら「着手届」を提出
④	申請者→町	完了届の提出	事業が完了したら、速やかに「完了届」を提出 （※令和5年3月31日まで）
⑤	申請者→町	実績報告書の提出	事業完了後、業者からの請求等、実際に要した経費等を整理し、「実績報告書」を提出
⑥	町→申請者	検査及び額の確定	提出いただいた実績報告書等を確認し、検査 検査が終了後、検査結果の通知と補助金額を確定する旨の通知
⑦	申請者→町	補助金の請求	補助金額を確定する旨の通知が届き次第、「補助金等支払請求書」に必要な書類を添付し提出
⑧	町→申請者	補助金の支払い	補助金の請求後、支払いの手続きを行う

【（順番①）交付申請時に必要な書類】

○交付申請書・様式第1号（事業計画書、収支予算書）

[添付書類]

- 1 位置図
- 2 被災地及び擁壁等の被災状況を示す写真
- 3 復旧工事の契約書又は見積書の写し
- 4 補助対象経費の算出資料（前号と同一の場合は不要）
- 5 被災宅地の土地の所有者がわかる書類
- 6 誓約書（様式第2号）

※状況に応じ、その他の必要な書類の提出をお願いする場合があります。

【（順番⑤）実績報告書に必要な書類】

○実績報告書・様式第1号（事業報告書、収支決算書）

[添付書類]

- 1 完了後の復旧工事の概要を示す写真
- 2 復旧工事の領収書の写し
- 3 補助対象経費の算出資料（前号と同一の場合は不要）

※状況に応じ、その他の必要な書類の提出をお願いする場合があります。

【（順番⑦）補助金の請求に必要な書類】

○補助金支払請求書・受入額調書・交付決定書の写し・額の確定通知書の写し